

令和8年5月11日

工事請負契約約款第24条第6項（インフレスライド条項）の運用 について

葛飾区が発注する工事において、受注者が工事請負契約約款第24条第6項の規定に基づき契約金額の変更を請求する場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

スライドの請求に当たっては、適用条件を確認の上、工事主管課と十分協議していただきますようお願いします。

1 適用対象工事

適用対象工事は、次の(1)(2)の両方を満たす工事とします。

- (1) 工事請負契約約款にインフレスライド条項が規定された工事
- (2) 残工期が2月以上ある工事

2 その他のスライド条項の運用について

インフレスライド条項の運用を見直すことに伴い、全体スライド条項の適用は当面休止します。また、単品スライド条項の取扱いについては、変更ありません。

【問合せ先】

総務部契約管財課契約係

工事担当直通 03-5654-8157

03-5654-8534

03-5654-6215